



輸出物品・サービスに係る増値税及び消費税の還付政策の調整

背景

このアラートで検討している法規:

- 財政部及び国家税務総局による、輸出物品・サービスに対する増値税及び消費税に関する通達、財税 39 号(以下、39 号文)
- 国家税務総局による、輸出物品・サービスに対する増値税及び消費税に関する管理方針、国税公告 24 号(以下、24 号公告)

財政部及び国家税務総局は、2012 年 5 月 25 日に共同で財税[2012] 39 号(以下、39 号文)を公布した。また、国家税務総局は、国税公告 24 号(以下、24 号公告)を公布し、輸出物品及びサービスに係る増値税及び消費税の還付(免税)政策を調整した。39 号文及び 24 号公告の公布以前は、輸出時の還付は、異なる行政規則により管轄され、運用が困難であった。39 号文及び 24 号公告は、1994 年に公布された既存の輸出税還付(免税)の方針を明確化、基準化、体系化し、また、政策を調整することによって、税負担、手続の簡素化、及びより簡便な適用の観点から、輸出企業の環境整備を図っている。

39 号文の概要

1. 39 号文、24 号公告と既存の輸出税還付(免税)規定との主な差異

- 輸出税還付(免税)の対象となる物品及びサービスの範囲が追加、調整されている。例えば、従来、輸出時に課税対象となっていたいくつかの物品及びサービスが輸出税免税政策の適用に変更され、また、国内販売と見做して課税対象に含められていた輸出物品の範囲も縮小化された。
- 輸出税還付(免税)の対象である製造企業が外部調達した物品について、還付対象範囲が拡大され、製造企業が自社で製造する物品に関連する物品を含めて、いわゆる「自家生産品」とみなして還付対象とされることとなった。
- 輸出税還付(免税)の計算基礎、還付率等、輸出税還付(免税)の計算方法に関する規定が整備、調整された。
- 輸出税還付(免税)に係る申告期限、申告書類等、関連手続が整備、調整された。

2. 39号文の主な内容

39号文は、輸出税還付(免税)政策について、以下のとおり規定している

- 第1条―第5条: 輸出増値税還付政策
- 第6条: 輸出増値税免税政策
- 第7条: 輸出増値税課税政策
- 第8条: 輸出消費税(免税)政策
- 第9条: その他の輸出増値税、消費税の還付(免税)政策

3. 輸出増値税還付政策の主な改正点

輸出増値税還付政策に関する主な改正点は、以下のとおり。

輸出企業の定義

39号文に規定される輸出企業には、以下のものが含まれる旨が規定されている。

- 工商登記、税務登記、及び対外貿易経営者備案登記を法的に実施している、自営或いは委託により貨物の輸出を行う企業もしくは個人企業
- 工商登記、税務登記を法的に実施しているが、対外貿易経営者備案登記を未だ実施していない、委託により貨物の輸出を行う生産企業

上記の定義からは、明確に、輸出入経営権を有さずに委託によって輸出を実施している対外貿易企業及び個人を除外している。

「自家生産品」とみなされる範囲の拡大

39号文は、企業の生産及び経営活動に関連する物品は、「自家生産品」とみなす旨を規定し、企業が以下のすべての要件に該当する場合は、これらの物品の輸出について、輸出税還付(免税)を享受することができるとしている。

- 企業が事業を開始して以来、税務当局から輸出税還付を詐取していないこと。違法な増値税専用領収証或いは農産品購入領収証を発行していないこと。違法な増値税専用領収証を受領していないこと(善意により違法な増値税専用領収証を受領した場合を除く)
- 企業が既に増値税一般納税人の資格を取得していること
- 企業が既に2年以上事業を営んでいること
- 企業に係る納税信用等级がA級であること
- 企業の前年の売上高が5億人民元以上であること
- 外部調達した輸出物品と企業の生産物品とが同類型、或いは関連性を備えていること

税関専用支払書が輸出税還付申告書類へ追加

39号文及び24号公告は、税関より発行される輸入増値税専用支払書を輸出還付申告書類に含めた。旧規定においては、税関により発行される輸入増値税専用支払書は、輸出税還付申告書類とは認められなかった。そのため、対外貿易企業は、輸入後再輸出する物品(委託により加工、修理、交換されたものを除く。)については、輸出還付を実施することができなかったが、新規定により、この問題が解決された。

対外貿易企業が他社に委託する加工、修理、交換に係る原材料の輸出税還付方式の調整

39号文は、対外貿易企業が他社に委託する加工、修理、交換に係る原材料の輸出税還付政策を調整した。旧規定においては、加工、修理、交換のために使用された原材料に関する輸出税還付は、増値税専用領収証に記載された金額、及びその原材料に適用される還付税率により計算された。また、その還付金額は、関連する加工費用とは別個に計算される必要があった。

39 号文においては、対外貿易企業が製造企業に加工、修理、交換を委託する場合、その使用する原材料(保税取引により輸入された原材料を除く。)は、一旦受託者に販売され、受託者は、その使用した原材料コストに加工、修理、交換費用を合算し、委託者に対して請求する。その請求金額が完成品に係る輸出増値税還付金額の計算基礎となる。また、還付税率は、その完成品に適用されるものが適用される。

39 号文の下では、使用した原材料コストと加工費用を合算し、その合算金額に対して輸出物品に係る還付率を用いて還付税額が計算されるため、輸出税還付の方法が簡素化され、委託加工、修理、交換に従事する対外貿易企業の事務負担を軽減する結果となった。また、39 号文においては、対外貿易企業は、委託加工、修理、交換に用いられる原材料に適用される還付税率が、その輸出物品に適用されるものよりも低い場合、より多くの還付を受けることができる。反対の場合には、還付が減少する。

機内食にかかる増値税還付の範囲の拡大

旧規定においては、外国航空会社によりのみ、国際線における機内食の輸出増値税の還付が適用されていた。39 号文においては、国内の航空関連供給業者が、国内航空会社の国際線の機内食を販売する場合にも適用できるようその範囲が拡大された。この変更は、機内食以外の航空機関連物品、例えば、燃料は含まれていないことには留意が必要である。

4. 留意事項

39 号文第 1 条第 2 項は、輸出企業による税関への申告により、関税特別地域に搬入され、その地域又は国外に所在する企業又は個人に販売された物品は、輸出されたものとみなして輸出税還付の対象となると規定している。この規定に変更点はない。しかし、39 号文に規定される関税特別地域には、保税地域が含まれていない。従って、輸出企業が税関に申告した物品を、保税地域内又は国外の企業又は個人に販売した場合、これらの販売は国内販売とみなされ、輸出税還付(免税)を受けることはできない。

以下の事項は、39 号文で明確とされていない。

39 号文第 4 号第 3 項では、国内で調達された免税仕入原材料を用いて製造企業が加工した輸出物品に係る税額計算については、その輸出物品の FOB (Free On Board) 価格から国内で調達された免税仕入原材料の価格を控除して計算するとされている。しかし、以下の点が依然として不明確である。

- 「免税仕入原材料」の定義がされていない。
- 製造企業が、国内で生産された免税仕入原材料について、輸出物品に使用された部分と、国内販売物品に使用された部分に区別して計算することが困難である。製造企業に配分を認める方法が必要と考える。また、39 号文にも 24 号公告にも、製造企業が輸出税還付を申請する時に、その生産企業が控除金額として申告する国内で調達された免税仕入原材料の価格の正確性を税務当局が調査する資料及び方法を確認する規定が存在しない。

従って、上記の規定の適用には不確実性がある。この不確実性のため、国家税務総局は当該規定について特別のガイダンスを提供する可能性がある。

5. 輸出増値税免税政策の主な改正点

増値税還付申告書類又はその関連書類が指定された期日までに提出されなかった輸出物品に関する増値税免税

39 号文は、輸出企業又はその他の企業が、輸出物品及びサービスについて、増値税還付又は免税の申請をしなかった、又は、関連規定に基づき、輸出増値税の還付又は免税の申請に必要な関連書類を提出しなかった場合においても、輸出増値税の免税規定が適用される輸出物品及びサービスとみなす旨を規定している。以前の規定では、このような物品及びサービスは国内販売とみなされ、増値税の課税対象とされた。

上記の輸出物品及びサービスには、以下のものが含まれる。

- 納税者が所定の期間までに増値税還付(免税)の申告をしなかった輸出物品及びサービス
- 納税者が所定の期間までに「代理輸出貨物証明」を提出しなかった輸出物品及びサービス
- 納税者が増値税還付を申請したが、所定の期間までに、税務当局に関連書類を提出しなかった輸出物品及びサービス

上記の規定により、輸出増値税還付(免税)の規定が緩和され、輸出物品の増値税還付(免税)の申請、又は輸出増値税還付(免税)の申請に必要な関連書類を提出しなかった輸出企業であっても、輸出増値税還付(免税)を受けることが可能となった。これは、39号文による重要な改正の一つである。この規定は、2011年1月1日より施行され、企業は同日以降に販売した上記の物品及びサービスについて、税務当局に対し、旧規定に基づいて支払った増値税の還付を請求できる。

輸出企業以外が委託によって行う輸出に関する新規定

上述のとおり、39号文は、明確に對外貿易經營權を有さない貿易企業を輸出企業の範囲から除外している。また、39号文では、輸出企業以外が委託によって輸出する物品に対して、輸出免税政策を適用し、輸出増値税還付は適用されない。39号文公布以前は、この点が明らかではなかった。

非上場製造企業による自家生産品とみなされない物品の輸出に関する輸出税免税

非上場製造企業による自家生産品及び自家生産品とみなされる物品の輸出については、一般の輸出税還付(免税)規定の対象となる。旧規定においては、非上場製造企業による自家生産品とみなされない物品の輸出は、輸出増値税の課税対象であった。30号文では、これらに対して調整を行い、非上場製造企業による自家生産品とみなされない物品の輸出について、輸出増値税が免税となる。

對外貿易企業が物品の輸出によって取得する特殊類型領收証に関する輸出税還付(免税)規定の明確化

39号文では、對外貿易企業が取得した普通領收証、廃棄原材料購入証明書、農産品購入領收証、又は政府非課税収入証明書(例えば、政府が競売により販売した物品)に係る物品について、輸出税免税政策が適用されることが明確化された。

特殊地域への販売に係る輸出税還付(免税)の明確化

39号文では、特殊区域内で販売された物品、異なる特殊地域に所在する企業間で販売された物品は、輸出物品及びサービスとみなされ、輸出税免税政策が適用されることが明確化された。

輸出企業に対する免税政策の選択適用に関する新規定

39号文では、輸出企業の裁量により、輸出物品に対して免税規定を適用せず、課税を受けることを選択できる規定が新たに設けられた。輸出物品及びサービスが免税政策の対象となる場合、これらの物品に対して支払われた仕入税は控除できず、物品の原価に算入しなければならない。しかし、輸出企業が免税政策を適用せず、課税を受けることを選択した場合は、仕入税は控除可能である。これにより、輸出企業によっては、免税政策を適用しないことによる節税効果が生じる可能性がある。

また、24号公告では、企業が上記の免税政策の適用を選択しなかった場合、36ヶ月間に変更できないと規定している。よって、企業は慎重に選択すべきであり、税負担とコスト等を比較分析する必要がある。

「旅行・買物取引」により申告された輸出物品への輸出税還付(免税)適用の明確化

地域により、外国旅行者が「旅行・買物取引」により税関に輸出を申告するケースが増加していることに伴い、39号文では、輸出税還付(免税)の規定がこれらの輸出にも適

用されることを明確にしている。特に、この規定は、外国旅行者により委託された対外貿易経営権を有する企業により申告された輸出物品にも適用される。

免税店で販売される免税物品の輸出税還付(免税)に関する規定の明確化

39 号文では、国家の批准を経て設立された免税店で販売される物品(輸入免税物品及び既に税還付(免税)が実施された物品を含む)は、輸出物品とみなされ、輸出免税の対象となることを、再度、明確化した。

6. 輸出増値税政策の改正点

輸出増値税の対象となる進料加工による再輸出物品に対する輸出増値税額の計算方法の改正

当初、財税[2004]116 号では、増値税一般納税人が進料加工後に再輸出する物品に対する輸出増値税額は、適用税率(17%或いは 13%)にて計算すると同時に、その税額計算基礎から輸出物品を進料加工するにあたり使用される保税輸入原材料の金額を控除すると規定されていた。その後、国税発[2006]102 号にて、上記の計算方式に調整が加えられ、増値税一般納税人が進料加工後に輸出する物品に対する輸出増値税額は、その輸出する物品が増値税の対象である場合は、増値税徴収率(2009 年以前は 6%、2009 年以降は 3%)により計算し、保税輸入原材料の金額は控除できないこととされた。

39 号文は、財税[2004]116 号に規定する計算方法に戻すことを規定している。

対外貿易企業が行う輸入原材料の販売に対する課税に関する規定の明確化

39 号文では、進料加工を行う輸出企業が保税輸入原材料を税関の承認を経ずに値付けし、他の企業による加工のために販売した場合には、その原材料の販売は、関連する規定に従い、増値税及び消費税の課税対象となることが明確化された。しかしながら、このような取引において、税関は、この保税輸入原材料に対し、既に免除とした輸入関税及び増値税を再徴収するため、これら輸入原材料に対して再徴収される輸入増値税が売上増値税に対して控除可能かどうかを検証する必要がある。39 号文では、この点が明らかにされていない。

輸出税の不正防止強化に対する新規定

シルバーコンタクトスイッチ及びゴールドヘッドフォン等、輸出に関する租税上の不正に対応するため、39 号文及び 24 号公告では、金、プラチナ、銀、ダイヤモンド、宝石、ヒスイ及び真珠等の高級原料がその輸出物品に係るコストの 80%以上を占める場合は、その原材料に対して適用される輸出課税政策、すなわち、免税又は課税或いは低税率(5%)による税還付が適用される旨が明確に規定されている。

7. 39 号文及び 24 号公告による輸出税還付(免税)政策の改正

輸出税還付(免税)の申告期限の延長

24 号公告は、企業による輸出税還付(免税)の申告期限を延長した。この規定によると、企業は、税関に対して貨物の輸出申告をした日の翌月から、翌年 4 月 30 日までの各増値税納税申告期限内に、所轄税務当局に対し、輸出税還付(免税)を申請することができ、税関への輸出申告から最長で 470 日まで広がった。この期限延長により、企業は輸出税還付(免税)の申請に必要な文書を準備するために、より多くの時間を確保することが可能となった。

事前還付申請に対する審査、要求事項の調整

39 号文では、輸出契約及び販売補助元帳に基づいて事前に税還付を申請できる輸出物品の範囲及び生産企業の条件を調整した(現行法は、国税発[2004]79 号を参照)。

39 号文では、以下の改正が行われている。

- 物品の範囲が、生産期間が 1 年以上の交通運輸製品、機械、備品に拡大された
- 輸出下限金額が 3000 万米ドルに引き上げられた
- 企業が保有すべき資産の金額が、前年度の純資産額が、同期間に還付される増値税及び消費税の 3 倍以上であることに改正された
- 企業の法令違反履歴の範囲が、輸出税還付に関する不正に加えて、脱税、違法領収証の発行及び受領に拡大された

大型設備製造輸出企業は、これらの規定に特に留意が必要である。

小規模企業及び新規設立企業に対する輸出税還付(免税)の審査期間に関する規定の廃止

現行の財税[2002]7 号では、輸出業に従事する小規模企業及び新規設立企業に対する還付税額は、12 ヶ月の還付審査期間があったため、12 ヶ月経過後に、還付金を受取り、「正常分類」に管理された。ここでいう「新規に輸出業に従事する企業」とは、輸出業を開始してから 12 ヶ月未満の企業のことである。39 号文では、この 12 ヶ月の小規模企業及び新規設立企業に対する審査期間に関する規定を廃止した。

輸出品物の免税申告に関する新手續規定

39 号文及び 24 号公告では、輸出企業は、免税によって輸出される物品について、輸出加工区等の保税地域に所在する企業によって販売される物品を除き、所轄税務当局に対し、その免税取引が行われてから 1 ヶ月以内に、「免税輸出品物及びサービス明細表」により申請し、関連する電子データを正式に提出しなければならない旨が規定されている。

企業が上記の申請をしなかった場合、その免税輸出品物は、国内販売の規定に従い、増値税の課税対象となる。

従って、輸出企業が輸出品物及びサービスについて、輸出増値税還付又は免税の申請をしなかった場合、これらの輸出は国内販売とみなされ、国内販売及び加工、修理、交換に係る増値税及び消費税が課される。

8. 輸出消費税還付(免税)政策の改正

輸出消費税還付(免税)については、重要な政策改正はない。

9. 39 号文の適用時期

39 号文の下記の規定は、2011 年 1 月 1 日から遡及適用される。

- 所定の期間内に関連する関連資料を提出しなかった輸出品物に対する増値税還付(免税)申請に対する輸出増値税の適用除外
- 免税物品取扱企業から関連する免税店に販売された免税輸入物品に対する増値税の適用除外
- 免税店により個人に対して販売された物品に対する増値税の適用除外
- 国内の航空関連供給業者による、国内航空会社への国際線用機内食の販売に対する還付適用

24 号公告は、輸出税還付(免税)に関する期限、輸出税免税(期限内に、輸出品物に関する増値税免税の申請をしなかったもの、又は関連資料を提出しなかったのものに限る)に関する期限及び「代理輸出貨物証明」の発行申請に関する期限は、2011 年 1 月 1 日から遡及適用すると規定している。その他のすべての 39 号文及び 24 号公告の規定は、2012 年 7 月 1 日より適用される。

KPMG の所見

39 号文及び 24 号公告は、輸出物品及びサービスに関する増値税還付(免税)にとって画期的な内容である。

39 号文及び 24 号公告は、複雑な輸出税還付(免税)方針を集約、体系化し、納税者が方針をより容易に利用できるようにしており、また、税務当局による方針の適用にも役立つものとなっている。納税者に関しては、39 号文及び 24 号公告の完全な理解が必要である。

また、39 号文及び 24 号公告は、輸出税還付(免税)に関し、とりわけ、輸出物品の条件、適用範囲、申請期限及び申請書類の制限を緩和し、輸出業者の環境を緩和すると共に、負担を軽減している。39 号文及び 24 号公告の公布は、輸出奨励のための方針である。特に、輸出業者は、輸出税還付(免税)方針の変更による取扱い、とりわけ、39 号文及び 24 号公告による新規規定の利用により、どのような利益を受けることが可能かを考慮すべきである。

さらに、39 号文及び 24 号公告は、税務当局が新規の取引及び輸出業の形態による脱税を懸念していることについても言及している。特に、旅行・買物に関する規定のほか、貴金属、例えば金、銀及びダイヤモンドを含む物品の輸出による不正な税還付に関する規定を設けている。中国税務当局は、今後も、新規取引による租税上の不正調査を継続し、対応する規制を公布するものと思われる。

最後に、39 号文及び 24 号公告は、既存の輸出税還付(免税)の規定を改正している。例えば、製造企業は輸出物品及びサービスに関する増値税還付を「免税・控除・還付」方式により申請している一方で、貿易企業は、増値税還付を「免税・還付」方式により申請している。国際慣習によれば、こういった相違は統一されるべきである。つまり、製造企業も貿易企業も、輸出物品及びサービスに関する増値税還付を「免税・控除・還付」方式により、申請すべきである。しかし、中国の特殊な環境において、39 号文及び 24 号公告は、上記の現状の取扱いを維持している。将来、中国税務当局は、39 号文及び 24 号公告に新規のルールを追加し、中国の輸出税還付(免税)制度を国際的なものと整合させる可能性がある。

Contact us

Khoonming Ho

Partner in Charge, Tax
China and Hong Kong SAR
Tel. +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com

Beijing/Shenyang

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Qingdao

Vincent Pang

Tel. +86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Shanghai/Nanjing

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Hangzhou

Martin Ng

Tel. +86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Chengdu

Anthony Chau

Tel. +86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Guangzhou

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Fuzhou/Xiamen

Jean Jin Li

Tel. +86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Shenzhen

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Hong Kong

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Northern China

David Ling

Partner in Charge, Tax
Northern China
Tel. +86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com

Vaughn Barber

Tel. +86 (10) 8508 7071
vaughn.barber@kpmg.com

Roger Di

Tel. +86 (10) 8508 7512
roger.di@kpmg.com

John Gu

Tel. +86 (10) 8508 7095
john.gu@kpmg.com

Jonathan Jia

Tel. +86 (10) 8508 7517
jonathan.jia@kpmg.com

Paul Ma

Tel. +86 (10) 8508 7076
paul.ma@kpmg.com

Vincent Pang

Tel. +86 (10) 8508 7516
+86 (532) 8907 1728
vincent.pang@kpmg.com

Michael Wong

Tel. +86 (10) 8508 7085
michael.wong@kpmg.com

Irene Yan

Tel. +86 (10) 8508 7508
irene.yan@kpmg.com

Leonard Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7511
leonard.zhang@kpmg.com

Tracy Zhang

Tel. +86 (10) 8508 7509
tracy.h.zhang@kpmg.com

Abe Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7096
abe.zhao@kpmg.com

Catherine Zhao

Tel. +86 (10) 8508 7515
catherine.zhao@kpmg.com

David Chamberlain

Tel. +86 (10) 8508 7056
david.chamberlain@kpmg.com

Kevin Lee

Tel. +86 (10) 8508 7536
kevin.lee@kpmg.com

Eric Zhou

Tel. +86 (10) 8508 7610
ec.zhou@kpmg.com

Central China

Lewis Lu

Partner in Charge, Tax
Central China
Tel. +86 (21) 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Anthony Chau

Tel. +86 (21) 2212 3206
+86 (28) 8673 3916
anthony.chau@kpmg.com

Cheng Chi

Tel. +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com

Chris Ho

Tel. +86 (21) 2212 3406
chris.ho@kpmg.com

Lily Kang

Tel. +86 (21) 2212 3359
lily.kang@kpmg.com

Sunny Leung

Tel. +86 (21) 2212 3488
sunny.leung@kpmg.com

Martin Ng

Tel. +86 (21) 2212 2881
+86 (571) 2803 8081
martin.ng@kpmg.com

Yasuhiko Otani

Tel. +86 (21) 2212 3360
yasuhiko.otani@kpmg.com

John Wang

Tel. +86 (21) 2212 3438
john.wang@kpmg.com

Jennifer Weng

Tel. +86 (21) 2212 3431
jennifer.weng@kpmg.com

Lachlan Wolfers

Tel. +86 (21) 2212 3515
lachlan.wolfers@kpmg.com

Grace Xie

Tel. +86 (21) 2212 3422
grace.xie@kpmg.com

Zichong Xu

Tel. +86 (21) 2212 3404
zichong.xu@kpmg.com

William Zhang

Tel. +86 (21) 2212 3415
william.zhang@kpmg.com

Cheng Dong

Tel. +86 (21) 2212 3410
cheng.dong@kpmg.com

David Huang

Tel. +86 (21) 2212 3605
david.huang@kpmg.com

Dylan Jeng

Tel. +86 (21) 2212 3080
dylan.jeng@kpmg.com

Amy Rao

Tel. +86 (21) 2212 3208
amy.rao@kpmg.com

Michelle B. Zhou

Tel. +86 (21) 2212 3458
michelle.b.zhou@kpmg.com

Southern China

Eileen Sun

Partner in Charge, Tax
Southern China
Tel. +86 (755) 2547 1188
eileen.gh.sun@kpmg.com

Angie Ho

Tel. +86 (755) 2547 1276
angie.ho@kpmg.com

Jean Jin Li

Tel. +86 (755) 2547 1128
+86 (592) 2150 888
jean.j.li@kpmg.com

Jean Ngan Li

Tel. +86 (755) 2547 1198
jean.li@kpmg.com

Lilly Li

Tel. +86 (20) 3813 8999
lilly.li@kpmg.com

Kelly Liao

Tel. +86 (20) 3813 8668
kelly.liao@kpmg.com

Bin Yang

Tel. +86 (20) 3813 8605
bin.yang@kpmg.com

Hong Kong

Ayesha M. Lau

Partner in Charge, Tax
Hong Kong SAR
Tel. +852 2826 7165
ayesha.lau@kpmg.com

Chris Abbiss

Tel. +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Darren Bowdern

Tel. +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Alex Capri

Tel. +852 2826 7223
alex.capri@kpmg.com

Barbara Forrest

Tel. +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Charles Kinsley

Tel. +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

John Kondos

Tel. +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Alice Leung

Tel. +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

Curtis Ng

Tel. +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Kari Pahlman

Tel. +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com

John Timpany

Tel. +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Wade Wagatsuma

Tel. +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Jennifer Wong

Tel. +852 2978 8288
jennifer.wong@kpmg.com

Christopher Xing

Tel. +852 2978 8656
christopher.xing@kpmg.com

Karmen Yeung

Tel. +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com